

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社福島銀行			コード	8562
提出日	2025/5/27	異動（予定）日	2025/6/24		
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外取締役選任議案が付議されるため				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	二瓶 由美子	社外取締役	○													○		有
2	石井 浩	社外取締役	○													○		有
3	竹内 淳一郎	社外取締役										○						
4	鈴木 和郎	社外監査役	○													○		有
5	紺野 明弘	社外監査役	○													○		有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		長年にわたり桜の聖母短期大学等で教鞭を執り、法学、ジェンダー論等の専門的な知識を有しているほか、福島地方労働審議会委員など数多くの公職を歴任し、その幅広く高度な知識、経験等を有し、2016年6月から社外取締役として、経営を適切に監督いただいているため、引き続き社外取締役として選任しております。また、当行と二瓶由美子氏との間には特別な利害関係はなく、一般株主との利害関係が生じるおそれはないため、独立役員として指定しております。
2		長年にわたり福島県の商工労働部政策監や会津地方振興局長など県要職を歴任し、また商工会議所の専務理事として県内経済界の発展に貢献されました。その知識と経験を活かし、当行の経営に指導、助言をしていただきたいため、引き続き社外取締役候補者としております。また、当行と石井浩氏の間には特別な利害関係はなく、一般株主との利害関係が生じるおそれはないため、独立役員として指定しております。
3	直近の事業年度末において、当行の総議決権の34.18%を保有するSBI地銀ホールディングス株式会社の親会社であるSBIホールディングス株式会社顧問、SBIホールディングス株式会社の連結子会社であるSBIネオファイナンスサービス株式会社の取締役及びSBI地銀ホールディングス株式会社取締役を兼任しており、当行の主要株主の業務執行者に該当します。	日本銀行入行後、国際局国際調査課長を始め熊本支店長などを歴任され、金融機構局では地域金融担当や金融高度化センター長を務め、地域金融に対する幅広い高度な知識と経験を有しております。その知識と経験を活かし、当行の経営に指導、助言をしていただきたいため社外取締役候補者としております。
4		永年監査法人の業務に従事し、この間、福島県内上場企業の会計監査人や福島県の包括外部監査人を歴任された他、福島地方最低賃金審議会会長なども務められており、その幅広く高度な知識、経験等を当行の経営監査に活かしていただきたいため社外監査役として選任しております。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行いただけると判断しております。また、当行と鈴木和郎氏との間には特別な利害関係はなく、一般株主との利害関係が生じるおそれはないため、独立役員として指定しております。
5		弁護士として法的な専門知識と経験を有しているほか、福島紛争調整委員会会長や福島県弁護士会会長など数多くの公職を歴任し、その知識と経験を当行の監査に活かしていただきたいため社外監査役として選任しております。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行いただけると判断しております。また、当行と紺野明弘氏の間には特別な利害関係はなく、一般株主との利害関係が生じるおそれはないため、独立役員として指定しております。

4. 補足説明

「社外役員の独立性判断基準」は定時株主総会招集通知及びコーポレートガバナンス報告書に、その内容を記載しております。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。